

災害時医療救護体制が変わりました。

# 災害により負傷した区民の方は 緊急医療救護所へ

大規模な災害が発生し多数の負傷者が想定される場合、杉並区では従来、震災救援所に併設した医療救護所において医療救護を行う体制でしたが、発災直後から超急性期(発災後72時間)の間は災害拠点病院および災害拠点連携病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、トリアージおよび軽症者の治療を行う体制に変更しました。

## ■災害拠点病院

都の指定する、災害時に主に重症者の治療・収容を行う病院です。

## ◇災害拠点連携病院

都の指定する、災害時に主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院です。

## 緊急医療救護所



発災直後から超急性期まで(発災後72時間まで)、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に開設します。

| 名称           | 所在地        | 名称               | 所在地         |
|--------------|------------|------------------|-------------|
| ■荻窪病院        | 今川3-1-24   | ◇清川病院            | 阿佐谷南2-31-12 |
| ■立正佼成会附属佼成病院 | 和田2-25-1   | ◇樺島病院            | 浜田山4-1-8    |
| ◇河北総合病院      | 阿佐谷北1-7-3  | ◇浴風会病院           | 高井戸西1-12-1  |
| ◇東京衛生病院      | 天沼3-17-3   | ◇ニューハート・ワタナベ国際病院 | 浜田山3-19-11  |
| ◇城西病院        | 上荻2-42-11  | 救世軍ブース記念病院       | 和田1-40-5    |
| ◇山中病院        | 西荻南2-25-17 |                  |             |

## 医療救護所



新たな医療救護体制として、緊急医療救護所を開設しますが、急性期以降(発災後72時間以降)、必要に応じて、震災救援所に併設する医療救護所のうち、原則として医療ニーズが高く、かつ医療機能が復旧していない地域など状況に応じて開設します。